

鋸南町住宅リフォーム

補助制度のご案内

この制度は、町内の事業者を利用し、お住まいの住宅リフォーム工事を行う方に対して、その費用の一部を補助する制度です。

20万円以上（税別）のリフォーム工事に対し
10分の1を補助します。
補助金の上限は**20万円**です。（200万円の工事費の場合）

申込方法

鋸南町役場 建設水道課 建設環境室窓口にて受付を致します。（郵送等不可）

※必ず工事着工前に申請してください。

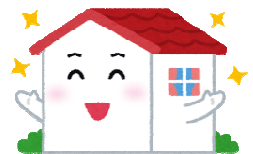
※予算の範囲内で受付を致しますので、申請の際は事前に確認をお願いいたします。

利用できる方（次のすべてに該当すること）

- ①町内に定住し、かつ、住民基本台帳に登録されている方。
- ②転入をお考えの方は町に住民登録をしていただき、ご利用することができます。
- ③申請者及び世帯全員に町税等の滞納がない方。
- ④対象となるリフォーム工事について、本町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金を受けていない方。

補助金の対象となる住宅（次のすべてに該当すること）

- ①町内の一戸建て住宅又は併用住宅で建築後3年以上経過しているもの。
- ②この制度による補助金の交付を受けていない住宅。



補助金の対象となる工事（次のすべてに該当すること）

- ①自己の居住している住宅について、町内の事業者が行うリフォーム工事。
※併用住宅である場合、リフォーム工事に係る経費を住宅部分と住宅部分以外の床面積の割合で按分して算出します。
- ②リフォーム工事費の合計が20万円以上（税別）のもの。
- ③リフォーム工事を年度の末日までに完了できるもの。

お申込・お問合せ先

鋸南町役場 建設水道課 建設環境室（本庁3階） 電話：0470-55-2133（直通）